六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
七　検査の実施に係る組織
八　検査の実施に係る工程管理
九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
十　検査記録の管理に関する事項
十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　定期事業者検査の結果の記録は、その加工施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（廃止措置中において定期事業者検査を要する場合）

第三条の十二　法第十六条の五第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第九条の四の二第十号の性能維持施設が存在する場合とする。

（定期事業者検査の報告）

第三条の十三　法第十六条の五第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、定期事業者検査（第三条の九第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするときとする。

2　法第十六条の五第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項に規定するときにあつては検査開始予定日の一月前まで（第三条の十第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　漏止め溶接のみをした第三条の八第六号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

（溶接の方法の認可）

第三条の十二　法第十六条の四第二項の認可を受けようとする者は、溶接施行工場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　溶接施行工場の名称及び所在地
三　溶接設備の種類及び容量
四　溶接施行方法の種類
五　溶接を行う者の氏名及びその者の行う溶接施行方法の範囲

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。

一　溶接設備
二　溶接施行方法
三　溶接を行う者の知識及び技能

3　原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施行方法による溶接を行うのに適切であること。
二　溶接施行方法が溶接部の強度を確保するのに適切であること。
三　溶接を行う者がその行おうとする溶接施行方法による溶接について相当の知識及び技能を有すること。

4　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（輸入品の溶接検査）

第三条の十三　法第十六条の四第四項の規定により溶接をした加工施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
三　溶接施行工場の名称及び所在地
四　検査を受けようとする事項、期日及び場所